

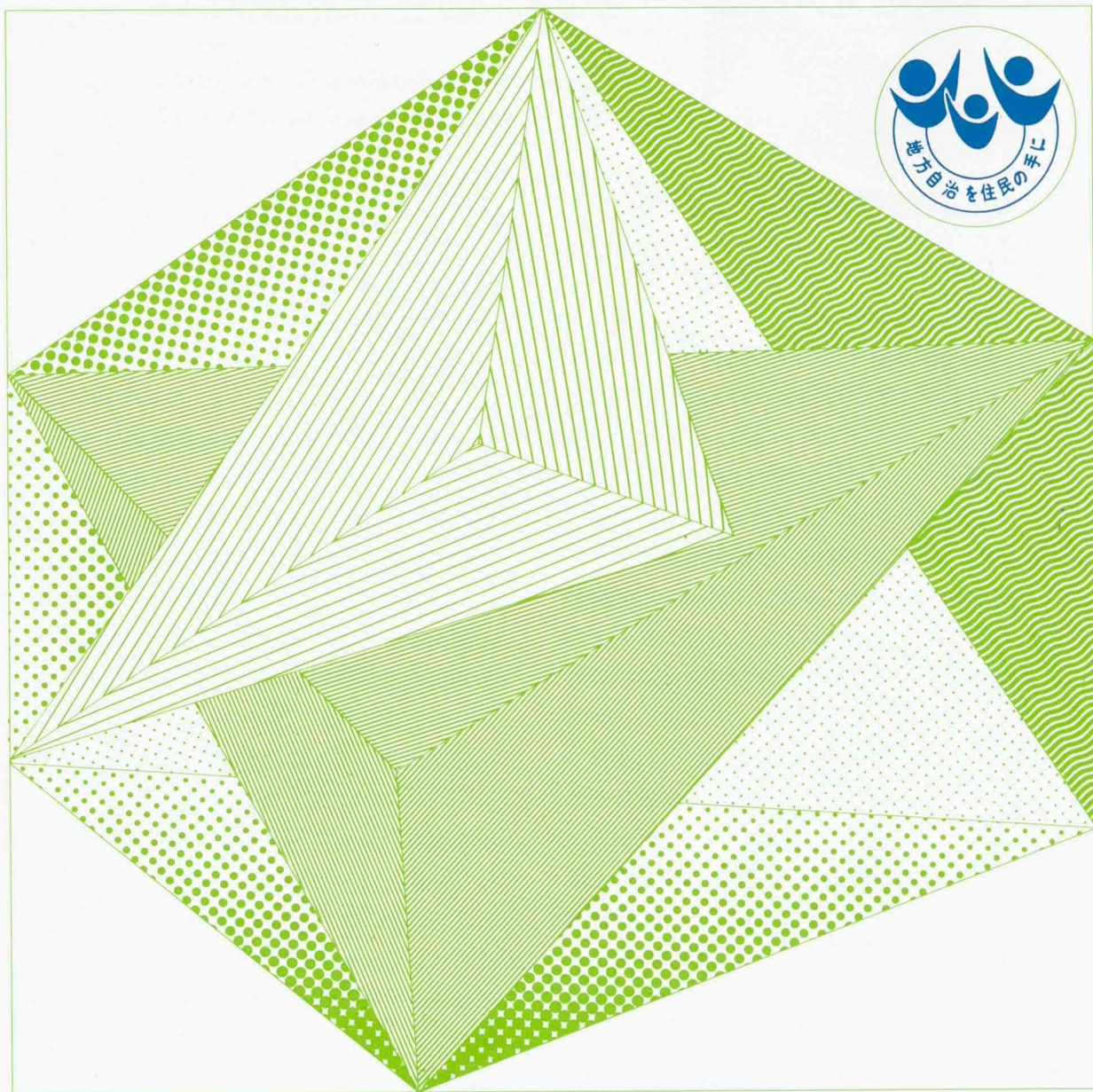
自治研 10

かながわ

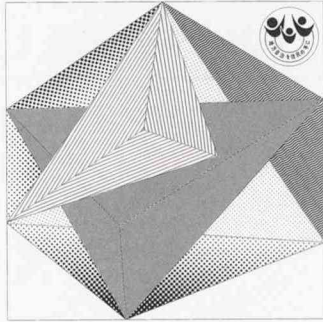
1995

10

No. 49 (通算113号) 「代理署名拒否」は地方分権の証し



社団法人神奈川県地方自治研究センター



もくじ***CONTENTS

「代理署名拒否」は地方分権の証し ジャーナリスト 渡辺 允……………	1
沖縄県の「地位協定」見直し要望……………	11
太田知事の米軍用地更新手続き拒否を支援する声明 （かながわ在住 学者・文化人の会・有志……………	19
職務執行命令訴訟制度 （社）神奈川県地方自治研究センター……………	20

沖縄県米軍用地強制使用

「代理署名拒否」は地方分権の証し

渡 部 允
(ジャーナリスト)

1. 沖縄を理解できない政府

米兵による女子小学生暴行事件を契機とした沖縄基地問題を打開するための、村山富市首相と大田昌秀沖縄県知事の会談は、11月4日、首相官邸で4時間余にわたって行われた。この会談で、焦点となっていた米軍用地強制使用の手続きで、大田知事は代理署名を重ねて拒否した。

「代理署名を拒否したことは、地方分権の意味からも正しい選択だったと思う」。会談後、大田知事は記者団にこう語った。

大田知事の代理署名拒否は、9月28日、沖縄県議会での質問に答えるかたちで表明された。以後、大田知事は一貫してこの態度を変えていない。

米軍用地強制使用の知事による代理署名が、国の機関委任事務であるところから、

国は法に基づいてしかるべく事務を進めるべきであり、それについて沖縄県知事としては何も言わない、という態度を取ってきたのである。

大田知事の態度が変わらないことを確認した村山首相は、知事に代わって署名代行することを決意した。地方自治法に基づき、「機関委任事務」に違反した場合の手続きによって、首相は大田知事に対し、勧告に次いで命令をしたが、大田知事はいずれも拒否した。

首相は、福岡高裁那覇支部に提訴。米軍用地強制使用問題は、遂に法廷で争われることになった。沖縄県は、地方自治体の立場から、米軍基地と日米地位協定によって、沖縄県がいかに被害を受けているかを訴えることになろう。

そうした知事の態度に、沖縄県民をはじめ、多くの国民から支持の手紙が、毎日のように沖縄県に寄せられている。村山首相との会談の段階で、その数は8,000通にのぼっているという。

米軍用地の強制使用手続きが進められている。その根拠となる法律が「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法」

(昭和27年法律第140号)

知事は「基地を提供するのは国の責任だと思う。仮に首相が命令を出したり、裁判があっても従うかどうかは難しい状況だ」(11・5「朝日新聞」)と語っている。

大田知事はまた、10月30日に、米軍基地視察のために沖縄を訪れた与党合同代表団(座長・伊藤茂社会党安保調査会長ら)に対し、「4年前に公約を破り、米軍用地強制使用の公告・縦覧代行に応じた。その時、政府は誠意ある対応をすると公言した。しかし、実際はなにも前進していない。そういうことで、今回の署名は厳しいと最初から申しあげてきた。また地方自治法が91年に改正、地方分権推進法も今年できた。地方の首長は、地域の声をより尊重すべきだという方向にあり、こうした情勢も踏まえ、署名を見送った」(10・30「沖縄タイムス」)と、強調している。

自治体の長として何をすべきか。大田知事の今回の言動には、このことが明確に示されている。

10月21日、8万5,000人を集めた県民総決起大会でも、壇上に立った大田知事は、用意された原稿を読まず、「自治体の長として、小学生の安全を守られなかったことを県民の皆さんに深くお詫びしたい」と率

直に切り出した。そこには、県民と一体となって、「戦争や基地の島という沖縄の暗いイメージを明るいものにし、21世紀に向けて若者が希望のもてる平和の島にしなければならない」という意気込みがみられる。

しかし、そのような沖縄の訴えに対し、本土の、特に政府の態度には答えるものが何も見られなかった。

米兵の女子小学生暴行事件についても、大田知事の方から「モンテール駐日大使やクリントン米大統領はすぐ謝罪した。基地を提供している日本政府の指導者からも一言くらいあってしかるべきだ」と言われて、村山首相は「まことにその通り。申しわけない」と、謝罪したのである。

県民総決起大会で、まず県民に詫びた大田知事の姿勢に比べると、日本政府の指導者たちの、無責任な態度が明確に映る。国民の安全は二の次で、日米安保条約に基づく米側への便宜供与を第一に考えている政府の態度には、いらだちすら感じさせられる。これでは、戦後50年、沖縄が抱えてきた米軍基地にかかわる悩み、そして、その沖縄から「これでよいのか」と、絶えず発せられていた問いかけは理解できないであろう。

村山・大田会談では、地位協定の全面改定や基地問題の抜本的解決を訴える沖縄の要求と、米側との交渉で地位協定の運用改善にとどめた政府の大きな隔たりは、埋めることができなかった。このことは、先にあげた大田知事と政府の姿勢の違いをみれば、当然のことと言うよりほかにない。

ただ一つ、今回の会談での成果を上げるならば、基地問題について政府と沖縄県との間に、新たな協議機関が設けられること

になったことである。しかしこれですら、政府と沖縄県の間、基地問題に対する認識が基本的に違う以上、この溝を埋めるとだけの効果があるというのだろうか。

その「沖縄米軍基地問題協議会」幹事会の初会合が11月28日、首相官邸で開かれた。沖縄県からは吉元副知事ら、政府側は古川官房副長官ら実務者レベルで、沖縄の米軍基地縮小について協議。沖縄県からは、普天間基地、那覇軍港返還の早期実現、日米地位協定に関連する基地周辺の騒音、安全対策などが提起された。

沖縄からの要求に対して、実現性の高いものから早期に解決していくことで双方の認識が一致したが、ほとんどの要求について、政府は12月中旬に開く第2回の幹事会で考えを示すことにした。

騒音問題だけをとってみても、本土では横田基地や厚木基地で、米軍との間に夜間の騒音禁止などの協定が締結されているのに対し、沖縄ではそうした協定すら締結されたいないのである。

2. 200人の職員、20億円の予算

「戦中からこれまで、個人財産が強制的に接収される状態が続いている」。大田知事は沖縄の基地の状況をこう説明する。つまり沖縄では、第2次大戦中に旧日本軍が接収した沖縄県民の個人財産が、そのまま米軍に引き継がれ、現在もなお続いているのである。しかも米軍には、沖縄戦で血を流して勝ち取った、という意識がある。それが、ブルドーザーと銃剣で農民から土地

を奪うという形で現れるのである。

ちなみに、沖縄にある海兵隊のキャンプ名には、沖縄戦で戦い、荣誉賞を受けた兵士の名を取ったものが多い。キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ、キャンプ・マクトリアスなどである。

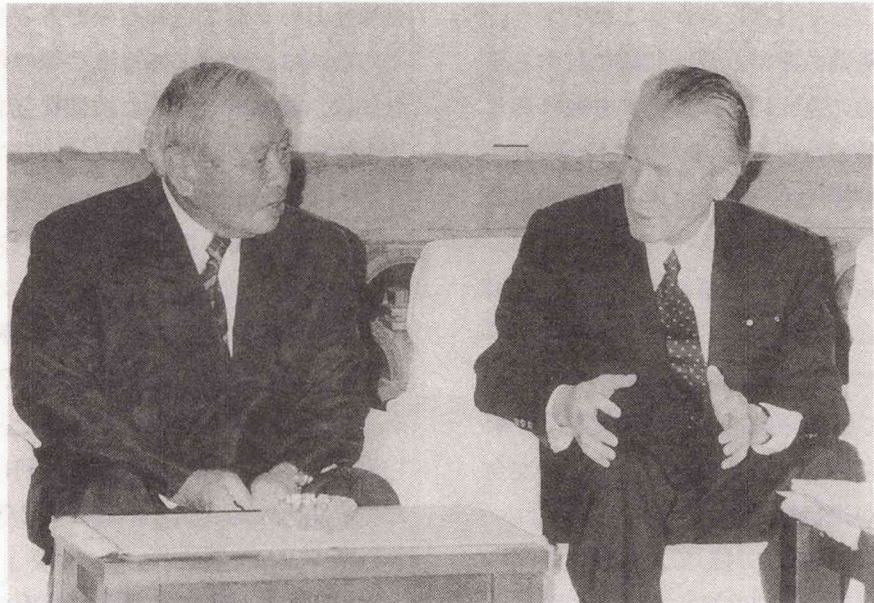
例えばキャンプ・ハンセンは、戦略的要所にあったトーチカをロケット砲で爆破し、ライフルで4人、手榴弾で8人と、一人で12人の日本人を殺し、戦局を有利に展開したディル・マーリン・ハンセン2等兵の名をとって付けられた。

このように、戦功のあった兵士の名前を“占領地オキナワ”の基地の名称にしているのである。

そのような米軍基地から、沖縄は膨大な負担を負うことになる。過密な米軍基地が及ぼす県民生活への影響、地域発展を阻害している状況を、大田知事は「基地対応業務に職員200人が割かれ、年間20億円の予算を費やしている」（10・31「沖縄タイムス」）と説明する。

基地行政が他の業務へのしわ寄せとなり、例えば産業振興、福祉行政がそれだけままならなくなる。人口約123万人（47都道府県中33位）、県面積で全国33位、農家数で45位、事業所数で32位、工場数と製品出荷額で共に47位、商店数で29位、商品販売額で39位といった沖縄県に、米軍基地が大きな重圧となつてのしかかる。

例えば、ごみの問題。沖縄県生活衛生課によると、県内で1日当たり出るごみの量は、一般ごみが1,300トン、産業廃棄物が1万5,000トン（1993年度）。米軍から出されるごみの量は、県も管轄外として実態は



村山首相と会談する大田知事＝11月4日首相官邸
(神奈川新聞社提供)

把握していない。しかし、県産業廃棄物協会がまとめた資料によると、米軍から出されたごみの量は昨年1年間で1日当たり約120トン。一般ごみだけで単純比較すると、県民1人当たりのごみの量は1日約1キロ、米軍属からは1人約2.2キロ出ていることになる。

米軍のごみ処理は、県内の3業者が入札して請け負っている。問題とされるのは、一般ごみの中に産業廃棄物が混入していることだ。県内の市町村では、一般ごみと産廃は区別されている。「地位協定の絡みもあり、基地内のチェックができないのが現状」と、県生活衛生課の担当者は話す。一方で、沖繩リサイクル運動市民の会の代表者は「沖繩は土地が狭く、埋め立てにも限界がある。排出量を抑え、有害なものは本国に持ち帰ってもらいたい」と厳しく注文をつけるのだが…。

沖繩県は、赤土の流出によるサンゴの被害を防ぐため、10月15日から「赤土防止条

例」を施行した。しかし、日米地位協定によって、米軍独自の工事には、この条例が適用されない。県環境保全課によると、県全体の赤土流出量は年間32万トン、このうち米軍からの流出量は2万7,000トンで、全体の約8%。条例では1,000平方メートル以上の土地の工事には、流出防止対策として沈砂池を設けることにしている。だが、米軍独自の工事には条例は及ばない。立ち入り調査も米軍側の許可が必要。県は条例の英文訳をつくり、米軍に協力を求めているが、ここにも地位協定の厚い壁がさえぎっている。

そうした米軍基地が、96年新春に予定されている村山・クリントン会談で、日米安保条約の「再定義」というかたちで固定化され、強化されることを、大田知事は恐れるのである。実はこのことが、村山・大田会談で、沖繩側が懸念した最大の問題であった。

大田知事は、村山首相との2回目の会談

(11月24日)で、日米首脳会談では「在日米軍の4万7,000人体制の維持」に触れないように求め、一方では沖縄の米軍基地の「縮小」を明記するよう要望した。これに対し首相は、共同文書に4万7,000人の在日米軍の規模を盛り込まないのは困難との見通しを示している。

4万7,000人体制は基地の固定化につながる、とする大田知事の考え方と、日米安保堅持の村山首相との考え方には、大きなずれがみられる。いずれにしても、基地縮小を「具体的に、県民の目に見える形にしてほしい」と強く要請する大田知事の姿には、強制使用が続くことで沖縄県民の感情が限界にきていることが示されている。

米軍用地強制使用の代理署名を拒否した理由も、ここにある。「米軍基地を強化し、固定化することに、知事として賛同できない」のである。

大田知事は米軍基地縮小を求め、就任後4度にわたってワシントンを訪ね、米政府と連邦議会に対し、直接要請を重ねている。その都度、米政府の国務、国防両省高官は「日本政府は縮小を求めている。知事が米政府へ要請するのは筋違いだ。基地の配置やそれによって起こる問題は、日本国内で処理すべきだ」と、繰り返していた。

それが今回、柔軟な姿勢に転換した。クリントン政権にとって、今回の女子小学生暴行事件はそれだけ頭の痛い問題であったのであろう。11月1日、来日したペリー国防長官は村山首相との会談で「米国は調整に向けて考慮する用意がある」として、日本側の米軍基地整理・縮小の要請に、柔軟に対応する考えを示している。首相との会談に先立ち、ペリー長官は日本記者クラブ

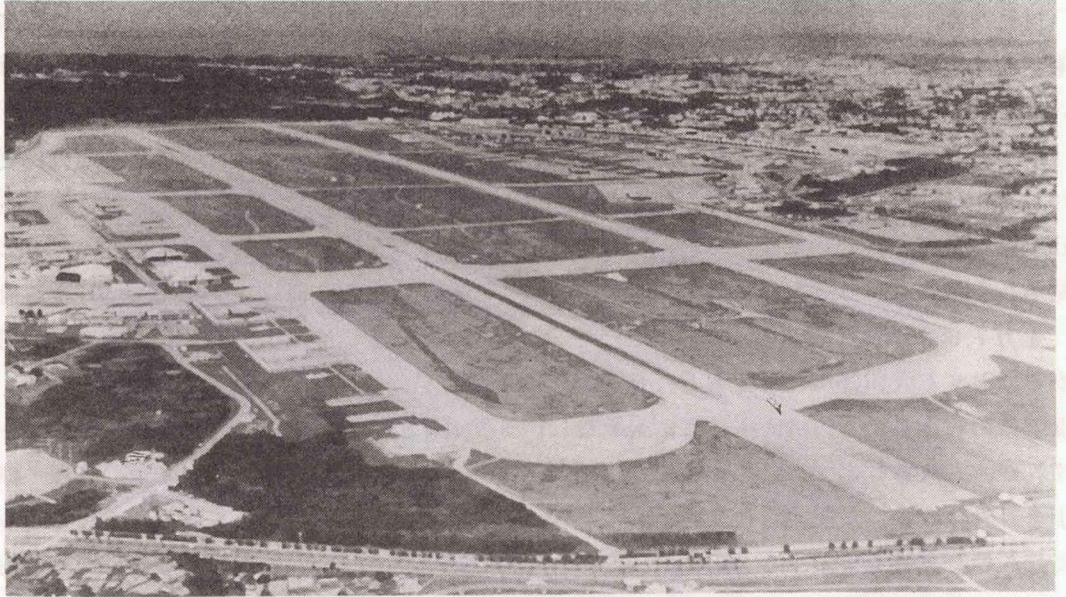
での記者会見でも「米国は日米地位協定の手続きや、基地展開の調整を考慮する用意がある」と述べた。

このことは、基地の展開や日米地位協定の見直しについて、日本側の要請に答える用意があることを示している、とみてもよいのであろう。にもかかわらず、日本政府は地位協定では運用の改善にとどめる姿勢を変えていない。沖縄から、あれだけ強く改定を求められていることを、政府はどう考えているのであろうか。基地の整理・縮小についても、すでに米側と合意している「23事案プラス3事案」を中心に交渉を進める考えだ。

仮に「23事案プラス3事案」が解決しても、沖縄の米軍基地を0.5%縮小するにすぎない。しかも、那覇軍港のように、隣の浦添市に移転させるだけでは、沖縄の基地が縮小されたといえるわけがない。

現に、浦添市には米海兵隊が管理している「牧港補給基地」があり、同市の港川、城間、屋富祖、仲西、牧港、宮城、小湾、勢理客の地区にまたがる3,085平方キロを使用している。この地域は、同市の臨海地域をほとんど占拠しており、同市開発計画に大きな障害をもたらしている。単に隣の市に移すというだけでは、新たな基地の被害を増やすだけではないだろうか。

したがって、沖縄からは「安保が重要というのなら、その負担も全国民平等に」という問いかけで帰ってくる。10月末に米軍基地視察のため沖縄を訪れた与党合同代表団に対しても、大田知事は「政府は安保が必要と言うが、どなたもその責任を引き受けない。だれも自分の県や、選挙区に、引き取るとは言わない」と、不満をぶつけて



東洋最大といわれる嘉手納基地の滑走路
(神奈川新聞社提供)

いた。「県民はもう我慢できないんです。私の意見というよりは、県民の意見なのです」と、語気を強めて（10・30「沖縄タイムス」）。

3. 復帰後、米兵による殺人事件が12件も

復帰後、沖縄では米軍基地が15%しか減っていない。現在、沖縄に存在する2万4,000ヘクタールという面積は、在日米軍基地の75%を占める。これに比べ、50年代初めに12万9,000ヘクタールあった本土の米軍基地は、60年代までに3万ヘクタール、現在は8,000ヘクタールに減少した。大田知事が「差別的な処遇だ」と憤る所以である。

それでも、1961年から92年までに、1万181ヘクタールが返還された。その跡地は、

公共事業で整備されたのが3,776ヘクタール（37%）、災害防備林や水源かん養林など保安地3,664ヘクタール（36%）、宅地・ゴルフ場など民間活用1,708ヘクタール（17%）となっている。

しかし、圧倒的に多い米軍基地から見れば、どこが返還されたのか、という程度の印象にすぎない。市の中央に位置し、面積の三分之一を占める普天間基地について、桃原正賢・普天間市長は「人間の体に例えるなら、胸からお腹にあたる部分。そこをえぐられると人は生きていけない」と、基地が与える影響を説明する。嘉手納基地を抱える嘉手納町では山口栄三郎助役が、町面積の83%を占める基地の重みを「これまでいろんな人が視察にきたが何も変わらない。これ以上の我慢は真っ平」と話す。町の住民は「嘉手納で是非一泊して基地の騒音を身をもって体験してほしい」と言った。いずれも、本土から視察に訪れた与党合同

代表団に対してである（10・30「沖繩タイムス」）。

だが、与党合同代表団はこうした沖繩の叫びに反応を示さなかった。嘉手納町では、町が用意した基地の実態を収録したビデオテープを、早送りで見るといってほど慌ただしい視察で、地元の沖繩タイムスは「わずか7時間余りの滞在 『沖繩の声』 反映に疑問も」と2～3面見開きのページで皮肉っていた。

沖繩の人たちには、こうした視察団の態度と同じような姿が、政府にも、そして本土の自治体にも、ダブって見える。沖繩の米軍基地を整理・縮小するために、本土の米軍基地や自衛隊演習場が拡大されるのではないかと、という懸念から、本土の関係自治体では、いち早く反対の声を上げた。沖繩県民は、そうした本土側の対応を、実に冷ややかにみている。

沖繩だけに、基地の被害を押し付けておいていいのか。というのが、沖繩県民に率直な感想であろう。

そうした沖繩県民の気持ちを、浦添市に住むある会社員は「私は県民総決起大会に参加しなかったが…」と前置きして、「心情的には“第2のコザ騒動”が起きていても不思議ではない状況です」と語る。しかし、いま沖繩県民はそうした心情を押し殺して、静かに日本政府の、そして本土の対応を見守っている。

ドラスチックな行動には出なくても、町の食堂などでは、米軍基地問題を報道するテレビを見ながら、今回の米兵による事件や基地の被害などを語り合っている、そういう光景を何回も見ることができた。沖繩県民は、静かな怒りに燃えているのである。

（コザ騒動＝人権無視の米軍支配下で、米憲兵の一方的な交通事故処理と、威嚇発砲に怒りを爆発させたコザ市〔現沖繩市〕の群衆がMPカーをはじめ米軍車両に投石、焼き討ちした事件。反米感情の強さを見せつけた象徴的な事件の一つである。1970年12月20日の午前零時過ぎに起こった。）

警察庁の資料によると、沖繩では、過去5年間（1990～94）に発生した米軍人による刑法犯の検挙件数が302件。米軍施設のある8都県の中で最も多く、全体の40%を超えている。8都県で発生した米兵による刑法犯は5年間で732件、横須賀などを抱える神奈川県は沖繩に次いで2番目に多いが、それでも沖繩のざっと半分の170件である。

沖繩県で犯罪別に多いのが、窃盗犯の176件、特に目立つのは殺人や暴行などの凶悪犯罪で、全国の50%を超す28件となっている。毎年5件以上発生している割合だ。復帰後、民間人12人が殺人事件の犠牲者になっている。いずれも容疑者は逮捕され、日本の裁判で判決を受けているが、12件のうち、5人が満期前に仮出獄している。1人は心神喪失を理由に無罪。6人は受刑中か、公判中。日本の裁判で無期懲役が確定しても、収監から9年ほどで仮出獄しているケースが多い。

いずれも20歳未満であったため、少年法が適用されている。少年の場合は、7年経過後に仮出獄を許すことができると定められている。外国人でも軍人でも、少年法の適用は日本人と同じである。仮出獄した後、民間人だと刑の満期を迎えるまで、保護委員会の面談や所在などを報告しなければならないが、米軍人の場合は、軍司令官が身

元引き受け人になり、本国へ送還されるケースがほとんどである。送還後の身元を日本で確認する手段はない。

米兵による犯罪が多発する沖縄では、損害賠償で加害者に支払いを命じる判決が出ても、加害者に支払い能力がない場合が多い。82年3月に、沖縄県金武町で無職の男性が20歳の海兵隊員に殺害された事件でも、約4,000万円の損害賠償判決に対し、支払われたのは地位協定に基づいて米軍が支払った慰謝料だけだった。その額は判決の約6割。米軍から詳しい説明はなく、「犯罪の賠償責任は個人が負うという考えが前提になっている」と伝えられただけであった。

地位協定は、米軍関係者が起こした「公務外」の事件や事故に対して、慰謝料の額は米側が決めると定めている。米国側の特権のひとつである。補償の実態は明らかにされていないが、低めに抑えられるケースが多い、という。

9月27日付けの米軍機関紙「星条旗」は、在沖米軍兵の犯罪比率を報道した。米軍兵、軍属、両者の家族、いわゆる地位協定に掲げられた米軍関係者は、沖縄に約5万5,000人。沖縄の総人口の4.2%にすぎない彼らが、過去6年間に起きた、殺人・強盗・放火・レイプの凶悪事件逮捕者の11.5%を占めていた。去年は強盗2件、レイプ3件で計10人の米兵が逮捕されている。

4. 地位協定の見直しを

太平洋地区の現兵力10万人維持を決めた米国防省の「東アジア戦略報告」に基づき、

日本政府は、来春に開かれる日米首脳会談で、「安保再構築」を共同宣言する。

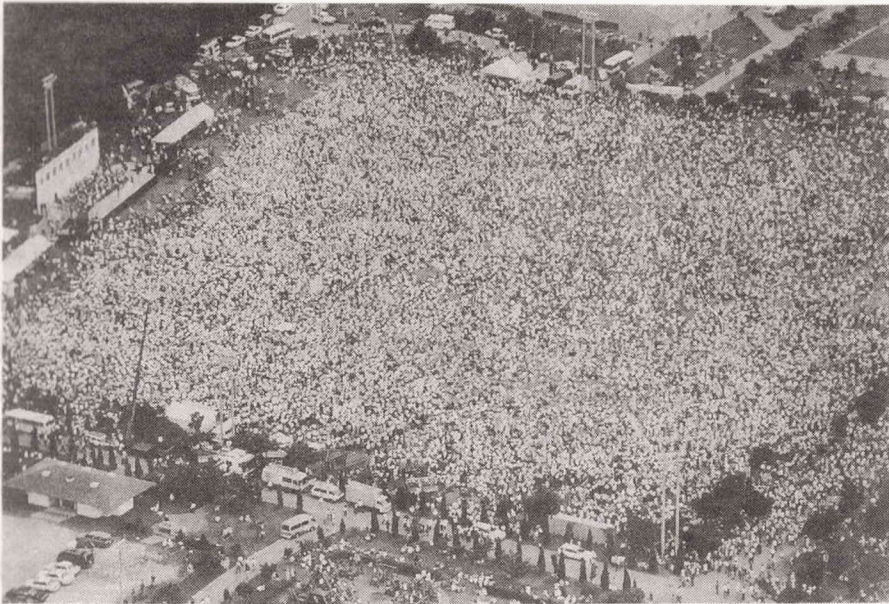
だが、冷戦構造が崩壊したいま、10万人という兵力を太平洋・東アジアに展開しておくほどの緊張がどこにあるというのであろうか。

ブッシュ前政権は1990年、今後10年間にわたり3段階に分けて米軍兵力を削減する計画を発表しており、アジアにおける米軍のプレゼンス後退が印象づけられていた。それから5年、アジア情勢にクリントン政権が目指すほどの緊張が生まれたとは考えられない。

「沖縄に駐在する第3海兵師団（司令官・ウエイン・ローリングス少将、約2万人）は必要ない」という考え方が、米国防当局者の間にもあった。カルーチ元国防長官もアスピン前国防長官も、第3海兵師団廃止論者であった。

第3海兵師団は、かつてソ連軍の上陸の可能性が高いとみられていた北海道北部の“予想戦場”から2,400キロも離れた安全地帯の沖縄にいて、日本防衛への貢献度は低い。海軍には、海兵隊を運ぶ揚陸艦がせいぜい1個師団分しかないので、3個師団は不要。太平洋艦隊の揚陸艦の大部分はカリフォルニアのサンディエゴにいて、すぐ近くに海兵第1師団がいる。有事の際、揚陸艦は第1師団を乗せて出撃する。空船で出て、沖縄から第3海兵師団を乗せるのは時間の無駄、などが不要論の根拠であった。

一時は、軍縮計画で解散の構想もあったその第3海兵師団が、たまたま朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核疑惑で緊張が高まり、“思いやり予算”で日本が駐留経費の過半をもつこともあって免がれた、と



10月21日、8万5,000人を集めた沖縄県民総決起大会

(神奈川新聞社提供)

みられている。

つまり、ブッシュからクリントンへの政権交替の中で、中国、北朝鮮と米国とのぎくしゃくした関係から、ナイ国防次官補を中心に政策的にまとめられたのが「東アジア戦略報告」である。ナイ構想はブッシュ政権時代の軍縮計画を凍結し、「同盟関係の強化」によって、日米包括経済協議で失敗した日本の信頼を回復しようとしたわけである。

海兵隊は沖縄の米軍計2万9,000人の約69%を占める。沖縄の米軍基地41ヵ所(45万平方キロ)中、19ヵ所(1,832平方キロ)が海兵隊用である。

こうした米軍を抱える沖縄県は、日米地位協定の見直しを日本政府に要請している。政府は地位協定そのものは見直さず、運用改善ですまそうとしているが、それでは「もう我慢できない」というところまできている“沖縄の心”はつかめまい。10月21日の県民総決起大会でも「県民要求の最大

公約数」として、地位協定の見直しが決議されている。

大田知事は11月4日の村山首相との会談で10項目にわたる地位協定見直しを要請した。知事は、基地問題の抜本的な解決には地位協定の見直しが不可欠、と一貫して主張してきており、昨年12月、基地対策室に日米地位協定見直し研究班を設置した。全28条からなる協定の各条項を、NATO(北大西洋条約機構)や韓国(米韓地位協定)の条文などと対比させ、過去の事件・事故とのかかわりも踏まえ、専門家の意見も聴きながら細かい分析を続けてきた。

沖縄県がまとめた見直し案は、28条のうち9つの条項で、沖縄の新興開発計画に大きな支障を来している条項が中心になっている。すなわち、2条「施設・区域の提供」や県民生活を脅かす3条「施設・区域に関する措置」など。すでに日米合同委で“決着”をみた17条の「裁判権」の条項では、「被疑者の拘禁は、どのような場合でも日

本側」 「事件・事故を起こした部隊にはペナルティーを科す」など、さらに踏み込んだ内容になっている。

沖縄県は、この見直し案を10月31日に明らかにしたが、その内容は米軍基地による被害を日常的に受け続けている沖縄ならではの、の感を強くするものとなっている。

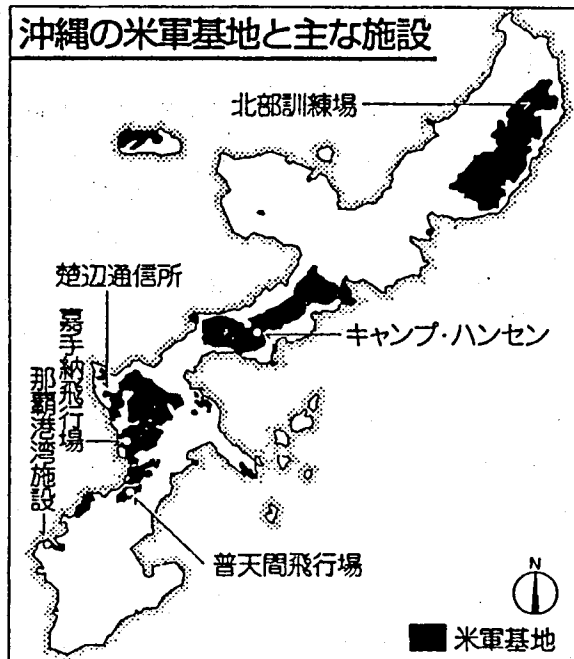
いずれにしても、いま沖縄にとって、米軍基地の恩恵は何もない。例えば、米軍から落ちる金にしても、地域を潤すものとはなっていない。沖縄県の統計によると、復帰前の72年度、県民総支出の15.4%を占めていた軍関係の受け取りは、92年度はわずか5.1%に低下した。特に軍人・軍属の個人消費関連は20年間の伸びがわずか32%、この間、県民総支出は6.3倍に膨らんでいる。

円高の影響もあって、個人消費にみる限り、米軍は以前ほど地域にとって魅力のあ

る存在ではなくなったのである。

こうした中で、沖縄は人権と民主主義の立場から、基地への怒りと抗議の行動に立ち上がった。そのことは、あの8万5,000人を集めた県民総決起大会が証明している。軍用地を提供している地主も、反戦地主も、女性団体も、地域の婦人も、労働組合員やタクシーの運転手も、中学生や高校生も、あらゆる階層の人たちが参加した。そこで沖縄が本土に要求し、そして沖縄が目指すものを、着実にくみとり、こたえるのは、本土の側の責任ではないだろうか。

(本稿は、10月26日から11月1日まで、沖縄での取材を基に、11月中旬に大要をまとめた。さらに大田知事と村山首相の2回目の会談、沖縄県と政府間に新たに設けられた「沖縄基地問題協議会」幹事会の初会合などを参考に補充した。)



沖縄県の「地位協定」見直し要望

渡部 允

沖縄県は10月31日、見直し作業を進めていた日米地位協定の改訂要望条項の全文を公表した。大田知事は村山首相と会談（11月4日）する前に、その内容を県民に明らかにしておこうというものである。

要望事項は、日米安保条約に基づく地位協定28条のうち、沖縄県の新興開発計画に大きな支障を来している。「施設・区域の提供等」、県民生活を脅かす「施設・区域に関する措置」など計9条にわたっている。

その内容は、基地の治外法権の実質的な撤廃など、施設提供を県民本意に変えることに主眼がおかれている。米軍の占領下、“銃剣とブルドーザー”で強権的に建設された米軍基地を、戦後50年の節目で、正常な在り方に変えていこうと、日米両政府に問いかけている、と言ってもよい。

米兵による暴行事件をきっかけに、日米両政府は地位協定17条の「運用改善」だけにとどめようという妥協案を引き出した。しかし、沖縄県の要望はこれをさらに踏み込んで、「被疑者の拘禁は、どのような場合でも日本側」に置くこと、事件・事故に対し「公務中か公務外を問わず、日本政府の責任で適切な補償」をするよう求めている。過去、米兵による事件・事故で、結果的には補償があいまいになり、“泣き寝入り”せざるを得ないケースが多かったから

である。

特徴的なことは、沖縄県の基地対策にとって致命的な存在といえる復帰時の「5・15メモ」に触れ、「日米合同委での合意事項は速やかに公表」するよう求めていることである。

「5・15メモ」とは、沖縄が復帰した1972年5月15日に開かれた日米合同委員会合意された米軍基地の使用に関する取り決めのことである。地位協定第2条の「米軍が使用を許される個々の施設及び区域に関しては、合同委員会を通して日米両政府が協定を締結しなければならない」という手続きを経る必要から、復帰の日に合同委員会を開催し、沖縄県内で米軍に提供される施設・区域の使用について、日米両政府が取り決めたものである。

5月15日になされているところから「5・15メモ」とよばれているが、その取り決めの内容は「国際間の秘密事項である」として公表されなかった。ところがこの「5・15メモ」が、やがて沖縄県民の生活に大きな障害を及ぼしてくるのである。

例えば、県道104号線である。同県道は、米軍演習場であるキャンプ・ハンセン内にあるが、復帰の際、県道として認定され、通常は何の制約もなく県民に利用され、生活道路になっていた。ところが、73年4月

24日、同県道が恩納村側と金武村側から封鎖され、通行が禁止された。理由は、キャンプ・ハンセン内にある砲座から恩納岳を着弾地として実弾を発射する演習を実施するため、砲弾が県道104号線を越えて射撃されることで県民に危険が生じる、ということであった。*

このような県道の封鎖に対し、沖縄県や恩納村、住民が日本政府に抗議したところ、政府からは「同県道は米軍への提供施設であり、本来、米軍が常時使用してもよいが、復帰時の日米合同委員会の合意によって、米軍の活動を妨げない限り一般住民の使用が認められている」旨、非公式に表明された。

こうして、沖縄県は、初めて「5・15メモ」の存在を知ったのである。県はその後、「5・15メモ」の内容を知らせよう何回も国に迫っているが、日米間の合意は秘密事項である、との理由から、いまだに公表されていないのである。

日米合同委の合意事項を速やかに公表するよう求めているのは、こうした秘密取り決めが県民生活に大きな障害を与えているからである。

沖縄県が公表した「地位協定見直し案」は、要望事項について①現行、②問題点、③事例、④見直し要望、の順になっているが、本稿では、分かりやすくするために、④の見直し要望を最初に持ってきた。

なお、大田知事が村山首相と会談した際、朝日新聞が見直し要望だけを要約して掲載していたが、それだけでは沖縄が抱える問題も、なぜ地位協定の見直しなのか、分りにくい。やはり問題点や、事例などを見るべきである。

米国は、NATOはじめ韓国など、米国軍隊が駐留している国との間で、それぞれ地位協定を締結しているが、その時の国際情勢や米国とその国との力関係によって、地位協定の内容はかなり異なっている。

日米安保条約に基づく地位協定も、それが締結された時と現在では、国際情勢や日米関係にかなり大きな変化がみられる。第一、東西冷戦構造が崩壊したいま、極東における情勢も大きく変化している。東側の驚異に対してつくられた日米安保体制そのものを、見直す時期にきているのではないか。その意味で、沖縄県の地位協定見直し要望は、国際的な視野からの提案と言ってもよい。

I. 第2条 施設・区域の提供等

【要望点】

日本国政府は、施設・区域の所在する都道府県や市町村から意見を聴取し、施設・区域の存在が、当該自治体の振興開発などに大きな影響を及ぼしている場合は、米国政府に対しその返還を要請し、米国政府はその要請に応じなければならない旨を明記すること。

【現行】

安保条約に基づき、合衆国が日本国内の施設及び区域の使用を許されると規定。個々の施設・区域は日米合同委員会で決め、合衆国は施設・区域の必要性を、返還を目的として絶えず検討する。協同使用、一時使用についても規定している。

【問題点】

本県には、在日米軍専用施設の約75%が

存在し、県土の約11%を占めるほか、基地に接する水域や洋上の訓練水域（31ヵ所）、空の訓練空域（15ヵ所）が設定され、振興開発に大きな支障となっている。

復帰後、これまで（1994年3月末）に返還された施設・区域は、全体の約15%にとどまり、基地の整理・縮小は進展していない。

【事例】

▽那覇港湾施設=1974年の日米安保協議会で、移設条件付き返還が合意されたが、20年以上経過した現在でも返還は実現していない。

ことし5月の合同委で、軍港機能を浦添市牧港に移設し、同港湾を全面返還することが日米間で合意されたが、浦添市や市民団体から反対の声が強い。

▽読谷補助飛行場=パラシュート降下訓練時以外は、住民が自由に入出入りできる状況であり、補助飛行場の機能は、実質的に失われている。

降下訓練による事故は、これまで29件発生し、周辺住民に不安を与えている。5月の合同委で、降下訓練機能をキャンプ・ハンセンに移すことが合意されたが、宜野座村などハンセン周辺自治体から反対の声がある。

▽普天間飛行場=宜野湾市の中央部に位置する同飛行場によって、同市は都市機能が分断され、効率的で均衡のとれた町づくりに大きな支障をきたしている。

航空機の離発着時の騒音は、環境基準値を超え、周辺住民の日常生活や隣接する小学校の児童にもさまざまな影響を与え、負担となっている。さらに同基地所属の域住民は大きな不安を抱いており、同飛行場の

存在そのものの危険性を訴えている。

▽23事案=1990年6月の合同委で、17施設23事案（約1,000ヘクタール）の返還手続きを進めることが日米間で合意されたが、94年12月現在で、返還された施設は7施設、9事案（506ヘクタール）、返還合意された施設は2施設4事案（68ヘクタール）にとどまっている。

▽水域及び空域=那覇港湾施設内の自由貿易地域は、面積が狭あいであり、入居企業の事業拡大や新規企業の導入などに十分対応できない。自由貿易地域の機能をより一層充実強化するため、面的な拡大を図る必要があり、埋め立て、ふ頭の造成に支障となる那覇港湾施設の一部水域の返還が必要。

また沖縄市の泡瀬通信施設南側の保安水域の返還についても、経済活性化や雇用の創出の観点から、地元の強い要望がある。

空域については、今後建設を予定している伊平屋空港の空路が米軍・伊江島訓練空域と重なるため、円滑な運航を図ることに支障をきたしている。

II. 第3条 施設・区域に関する措置

【要望点】

航空機騒音及び環境保護に関して基地内に国内法を適用し、地方自治体が立ち入りを希望した場合、米軍は速やかに応じなければならない。航空機事故など重大事故は、原因を早急に究明し、関係自治体に速やかに報告する。演習中に事件・事故が発生した場合、当該部隊に対し、演習中止などのペナルティーを科す。また施設内のゴルフ場で日本人の利用を全面的に禁止する。

【現 行】

合衆国は施設・区域内に必要なすべての措置を執る。施設区域の作業は公共の安全に当たる妥当な配慮を払う。

【問題点】

米軍の活動に対し、原則として日本の国内法は適用されない。

米軍機の低空飛行や航空機騒音は、国内法の規定が適用されず、騒音規制の有効な手段がない。

施設区域の自然環境の保護も、環境保護法が適用除外され、実弾演習などによる環境破壊が著しい。

米軍は基地内で排他的使用権を有し、そこへの立ち入りは米軍の許可が必要。赤土流出や水質汚染への迅速な実態調査ができないほか、県民の核持ち込みに対する不安を払しょくするための立ち入り調査要請が拒否された。また、米軍人のゲストとして日本人によるゴルフ場の使用が認められているが、ゲスト以外の利用も多い。

同条3項「施設・区域内の作業は、公共の安全に妥当な配慮を払わなければならない」とある。しかし、航空機事故という重大事故が発生した際の事故原因報告を「公共の安全」の立場から、県は米側に強く申し入れているが、ほとんど報告されない。

【事 例】

▽米軍機による低空飛行=1994年12月に名護市久辺地区で、演習に伴う米軍ジェット機の低空飛行により、小学校の授業が中断する爆音被害があった。また嘉手納、普天間両飛行場は恒常的に低空飛行が行われ、爆音はもとより安全性の面からも問題。

▽航空機騒音=嘉手納、普天間両飛行場の周辺住民は、米軍機の離発着やエンジン

調整による恒常的な爆音被害で生活を脅かされている。

94年の騒音測定結果では、嘉手納飛行場周辺では23ポイント中9ポイント、普天間飛行場では12ポイント中9ポイントで、環境基準を超えている。

▽基地内ゴルフ場での日本人によるプレー=基地内はゴルフ場利用税が免除されている。泡瀬ゴルフ場などでは日本人が頻繁にプレーし、課税の不公平が生じている。

日米友好の観点から、米軍人のゲストとして日本人がプレーすることは、日米両国政府も認めているが、日本人プレーヤーがすべてゲストかどうか、確認できない。

県税務課の調査では、日本人利用者が1日100人前後で、また日本人だけのグループも多数おり、これらがすべてゲストであるとは思えない。

<泡瀬ゴルフ場での調査結果>

●94年8月9日午前9時から午後3時30分
=日本人97人、外国人5人（日本人のみのグループ30組）

●同年8月11日午前10時から午後5時=日本人109人、外国人76人（日本人のみのグループ23組）

▽赤土流出、水質汚濁等=93年5月、金武湾で赤土汚染が発生、県と金武町が基地内への立ち入り調査実施を申請した。しかし、米軍と那覇防衛施設局の処理に時間を要し、結局、調査実施に42日間もかかり、汚染直後の適切な点検ができない状況である。

<経 緯>93年5月7日、金武湾に赤土流出。10日に新聞報道。5月21日県から施設局にキャンプ・ハンセンへの立ち入り手続きを依頼。6月10日米軍が許可。6

月18日調査実施。

▽核疑惑＝国内への核持ち込みについては、これまでライシャワー氏著『ホワイトハウス・イヤーズ』、昨年出版された若泉敬氏著『他策ナカリシヲ信セント欲ス』などで、核疑惑が深まっている。県は県民の不安を取り除くため、94年6月、基地内立ち入り（核貯蔵施設の確認）を申し入れたが、米軍は拒否した。

▽事故原因の報告＝米軍機に関連した事故は、復帰後、121件も発生している。県は事故原因の究明と県への報告を求めてきたが、事故調査結果の報告はほとんどない。

<最近の航空機事故>

- 94年4月4日、離陸しようとしたF15戦闘機が嘉手納弾薬庫内に墜落、炎上した。
- 同年4月6日、CH46型ヘリコプターが不時着訓練中に施設内の滑走路に墜落。機体大破。
- 同年8月17日、AV8ハリヤー攻撃機が嘉手納飛行場から発進後、粟国島近海に墜落。
- 同年11月1日、UH1ヘリコプターがキャンプ・シュワブ内で着陸に失敗、墜落。
- 95年9月1日、AV8ハリヤー攻撃機が訓練中、鳥島近海に墜落。
- 同年10月18日、訓練中のF15戦闘機が、本島の南南東の海上に墜落。

III. 第5条 入港料、着陸料の免除

[要望点]

緊急時以外の民間空港の使用禁止を明記。「移動」の定義を明確にし、民間地域での行軍を禁止する。

[現行]

合衆国の船舶及び航空機は入港料、着陸料を課されずに日本国の港、飛行場に入ることができる。船舶、航空機、軍構成員、軍属及び家族は、施設・区域に入出し、その間を移動できる。軍用車両の道路使用料その他の課徴金は免除。

[問題点]

米軍機は那覇や宮古、下地の各空港にたびたび飛来している。このような権利を認めれば、限られた施設・区域以外での米軍の活動を容認することになる。「施設間の移動」そのものは問題でないが、同条を根拠に（外務省見解）、民間地域での行軍がたびたび行われ、住民に不安を与えている。「行軍」は「移動」の概念でとらえるにはあまりにも無理があり、これは明らかに「施設外の訓練」である。施設外訓練が認められるのであれば、演習場の提供は意味をなさない。

入港料、着陸料は、米軍が地方自治体の管理する空港や港湾を使用した場合、防衛施設局から着陸料相当分の補償を受けている。

[事例]

▽米軍機の民間空港使用＝復帰後、これまでに109回、那覇、宮古、下地の各空港に米軍機が飛来し、民間機へ影響が生じた。

特に宮古、下地の両空港の離着回数が多く、ほとんどが嘉手納飛行場とクラーク基地（フィリピン）間を飛行する米軍機。そのため地元議会は、宮古空港の軍事利用に反対する意見書を採択した。クラーク基地の返還（92年9月）以降は回数が減少している。

▽民間地域での行軍＝中北部地域でたびたび行軍が実施され、最近は94年12月、95

年2、3、4月と立て続けて行われた。兵士が完全武装する場合もあり、地域住民に不安を与えている。

外務省は、5条の「施設間移動」とし、問題視していない。

IV. 第9条 合衆国軍隊構成員の地位

【要望点】

第9条に、人および動物に対する検疫、並びに人の保険衛生に関して、国内法を適用することを明記する。

【現行】

軍構成員は、旅券および査証に関する法令の適用除外。軍構成員、軍属および家族は、外国人登録を免除すると規定。

【問題点】

同条項は国の所管する事項に関連するが、米軍人などが入国する場合、あるいは、動物を入国させようとする場合の検疫や保険衛生に関する規定がない（日米合同委での合意事項のみ）。

民間では、海外からの入国者による伝染病の持ち込みが問題となっており、検疫や保険衛生についての規定がおかれていないことは、県民に不安を与える。

V. 第10条 運転免許証

【要望点】

軍の公用車に、県民が容易に識別できる番号標の基準を示すこと。

【現行】

合衆国の運転免許証は使用可。軍の公用車は明確な番号標または個別の記号を付ける。

【問題点】

同条で、米軍公用車には、容易に識別できる明確な番号標または個別の記号を付けていなければならないが、実際には、軍用車には県民が容易に識別できるような番号標または記号が付いておらず、さらに夜間になると、番号標または記号そのものが見えない場合が多い。したがって、交通事故の際に、米軍のどの車両なのか特定が難しいとの指摘がある。

【事例】

▽95年9月の県議会で、同問題が取り上げられた。

VI. 第13条 租税

【要望点】

米軍人私有車両の自動車税を民間同率に課税する。

【現行】

米軍が国内で保有、使用、移転する財産は租税を課さない。軍からの所得も租税免除。私有車両の道路使用は課税免除とするものではない。

【問題点】

米軍人私有車両に対する自動車税は、日米合同委員会合意に基づく自治省事務次官通知で、民間車両の税率に比べ、著しく低額になっている。

VII. 第17条 裁判権

【要望点】

日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員または軍属たる被疑者の拘禁が、どのような場合でも、日本側ができるよう

明記すること。

〔現 行〕

裁判管轄権について規定。裁判が競合する場合、米側の財産安全に対する罪及び公務執行中に生じた罪は、米側に第一次裁判権。その他は、日本側に第一次裁判権。米側被疑者の身柄は、起訴まで米側が拘束する。米側の起訴後の権利について規定。

〔問題点〕

米兵等による殺人、傷害等公務外の米軍人等による事件については、日本側が第一次裁判権を有しているが、被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、起訴されるまで米軍が拘束することになっている。

日本の警察が被疑者を取り調べる場合には、米側と調整の上で行われることから、取り調べの時間などに制限がある。

また、1992年3月および93年7月には、拘束中の被疑者が逃亡する事件が起きており、米軍に対する不信感もあり、被疑者の拘禁が米軍で行われることに対する抗議の声が強く上がっている。

〔事 例〕

▽米軍人による児童暴行事件=95年9月4日に本島北部地区で買い物帰りの児童を米兵3人が拉致し、暴行。被疑者の米兵は、県警からの連絡により、基地内で米側の捜査機関が逮捕した。県警は被疑者の逮捕状を取ったが、米側は身柄引き渡しを拒否。捜査については同意した。那覇地検は9月29日に被疑者3人を起訴、身柄は日本側に引き渡された。

▽拘禁中の米兵が逃亡=92年と93年に発生した沖縄市内のスナック強盗と嘉手納基地内の婦女暴行事件では、容疑者の米兵4

人が米軍によって身柄を拘束されていたが、そのうち3人が逃亡。その後、米本国内で逮捕された。那覇地検は1人（婦女暴行事件）を不起訴とし、2人（スナック強盗）を起訴した。

VIII. 第18条 請求権の放棄

〔要望点〕

合衆国軍隊の構成員および軍属、並びにそれらの家族により被害を受けた場合は、公務中か公務外を問わず、日本政府の責任で、適切な補償を受けられるよう明記すること。

〔現 行〕

公務中に発生した請求権は、合衆国のみが責任を有する場合、日本側が25%、米側が75%負担する。責任を共に有する場合は均等の分担。

公務外に発生した請求権は、日本側が請求を審査、額を決定し、報告書を米側に送付。公務かどうかの決定は、仲裁人が行う。

〔問題点〕

殺人、傷害、交通事故などの不法行為で、公務執行中でないものから生ずる米軍人等に対する請求については、通常の司法手続きによれば、加害者の支払い能力や軍隊の移動により、十分な補償が受けられない場合もあることから、18条6項の規定がおかれている。

この規定によると、見舞い金を支払うかどうか、また支払う場合でも、その額の決定は米軍に任されており、被害者の補償が十分なされない場合がある。また米軍との交渉に時間を要し、補償金を受け取るまでにかかなりの日数がかかっている。

[事 例]

▽県警の資料によると、米軍人等による犯罪は、復帰後4,700件を超え、最近でも年間100件程度発生している。

IX. 第25条 合同委員会

[要望点]

日米合同委員会で合意された合意事項を、速やかに公表することを明記すること。

[現 行]

日米の協議機関として合同委員会を設置する。代表者それぞれ1人。1人から2人以上の代理及び職員団。

[問題点]

日米合同委員会で合意された事項（合意議事録）は、原則として公表しないことになっている（日米間で公表することに合意したもののみ公表）。しかし、米軍基地の集中する本県では、基地の運用は、県民生活特に基地周辺における地域住民の生活に大きくかかわる問題である。

[事 例]

▽5・15メモ＝1972年5月15日、日米合同委員会が開催され、日米両国は沖縄県における米軍基地の使用について合意した。5月15日に行われたことから、この合意は「5・15メモ」と呼ばれている。6月15日には「5・15メモ」の一部を、合同委員会の合意に基づき、防衛施設庁告示第12号として告示。

▽73年3月10日に初の県道104号越え実弾砲撃演習が実施される。県道封鎖について、米側に抗議した際、「5・15メモ」の存在が明らかになった。

▽77年7月2日、キャンプ・シュワブ内のハリアーパッドを使用して、ハリアー機の訓練が開始された。その際、防衛施設庁告示に違反しているとの指摘に対し、米軍がキャンプ・シュワブについては、「5・15メモ」に「使用条件」として、空域の使用が認められていることが明らかになった。

▽78年5月、防衛施設庁は、沖縄県内の22施設並びに本土所在の6施設について、施設の提供にかかる合同委員会の合意中、国民の生活に関連がある使用条件等の概要について公表（「5・15メモ」そのものの公表出はない）。

▽82年6月、国に対して「5・15メモ」の公表を要請。

▽85年5月、第1回の知事訪米で、「5・15メモ」の公表を米国政府に要請。

▽同年7月、「5・15メモ」の公表を日本政府に要請。

V. その他

11月4日、大田知事は村山首相との会談の中で、次の項目を追加して要請した。

[要望点]

那覇空港の進入管制業務を、米軍から日本側に移すこと。

太田知事の米軍用地更新手続き拒否を支援する声明

大田昌秀沖縄県知事は、9月28日の県議会において、沖縄県内の反戦地主などが所有する米軍用地の強制使用手続きについて、国から要請のあった土地調書などへの代理署名について拒否をすることを表明した。この勇気ある決断について、同じ基地を抱える神奈川県民として心から敬意を表するとともに、心底より支援の意思を明らかにしたい。

この知事の決断には、去る9月の米兵による少女暴行事件を契機にして沖縄県民の不平等な地位協定についての憤懣が爆発し、安保体制・基地縮小についての意思表示をもとめる世論が背景にあり、この「県民の願いに応えるのが知事」という政治姿勢を貫いたものといえる。また、土地の収用そのものが地主の承諾を得ないで強制収容されたものであり米軍用地使用の契約としては安保条約と地位協定に基づく特例措置法による手続きであって、同じく拒否をしている那覇市・沖縄市・読谷村の各首長への連帯の意思表示でもあった。

さらに、代理署名そのものが国の機関委任事務であり、公選の知事を国の機関と見なすという制度そのものへの大きな疑問を呈したのものである。地方分権の推進が求められている現状で、機関委任事務制度そのものの存否へ向けた問題提起とも受け止めることができる。知事として機関委任事務を拒否した事例は、地方自治法施行後初めてのことであり制度廃止に向けた動きを促進させるものとして注視している。

今回の大田知事の決断について改めて高く評価するとともに、冷戦崩壊後の世界的な軍縮の促進と、軍事基地の縮小廃止に向けた運動とともに推進することを明らかにして、支援の声明としたい。

1995年10月2日

かながわ在住 学者・文化人の会・有志（五十音順）

今井清一（横浜市大名誉教授） いのうえせつこ（フリーライター） 宇野峰雪（弁護士） 緒形昭義（建築家） 大槻動子（評論家） 風間龍（関東学院大学名誉教授）

上林得郎（地方自治研究者） 清水嘉治（神奈川大学教授） 田村明（法政大学教授）

鳴海正泰（関東学院大学教授） 三野研太郎（弁護士） 山田宗睦（関東学院大学名誉教授） 横田克巳（福祉クラブ生協理事長） 横山桂次（中央大学名誉教授） 渡部允

（ジャーナリスト）

上記の声明文は、長洲前知事を支援する「革新県政をすすめる学者文化人の会」の当時のメンバー有志が、沖縄県の大田知事の今回の米軍用地更新手続きを拒否したことを高く評価し、同知事の支援の意思を表明したものである。10月3日、沖縄県秘書課を通じて同県知事に伝えられた。この学者文化人の会は、長洲知事の引退に伴い、95年5月に解散したため、「かながわ在住 学者文化人の会・有志」という表現となっている。

職務執行命令訴訟制度

(社) 神奈川県地方自治研究センター

地方自治法による「地方公共団体の長を国の機関とみなして国の行政事務を委任し、執行させる制度（機関委任事務）」及びこれに違反した場合の手続きは、次の通りである。

基本 都道府県知事は、主務大臣の指揮監督を受ける
市町村長は、知事及び主務大臣の指揮監督を受ける

法第150条

法令に違反し、事務の管理・執行を怠るものがある場合
この規定以外に是正を図ることができず、著しく公益を害
することが明らかな場合

法第151条の2

主務大臣

事務の管理・執行を改めることを勧告する（期
間を定める）

法151条の2②



勧告による事項を行わないとき



主務大臣

職務執行を命令する（期間を定める）

法151条の2③



命令による事項を行わないとき



主務大臣

高等裁判所へ職務執行命令を求める訴訟提起
知事へ提訴の通告 裁判所へその旨通知

法151条の2④



高等裁判所

口頭弁論 15日以内

法151条の2⑤



高等裁判所

請求に理由があると認めるとき職務執行命令判決
期限を定める

法151条の2⑥



期限までに裁判の事項を行わなかったとき



主務大臣

当該事項の代行
代行する日時・場所・方法を知事に通告

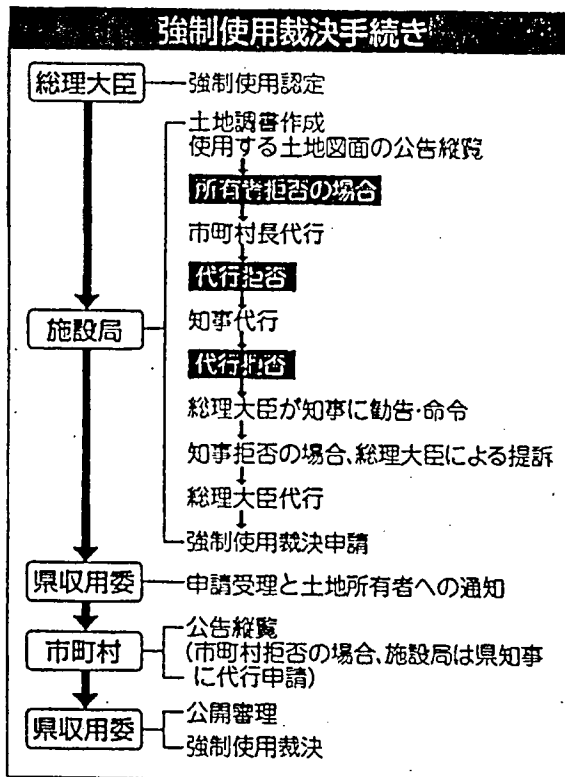
法151条の2⑧



知 事

上告 1週間以内 執行停止の効力なし

法151条の2⑨⑩



尾引く沖縄問題

政府、打開へ決め手欠く

与党内 安保巡る亀裂表面化も

沖縄の米兵の暴行事件や、
 沖縄県知事の米軍用地への
 協力拒否など、日米安保体
 制の足元を揺るがす動きが
 さらに拡大する様相を見せ
 るなかで、政府は二十九
 日、宮城野原防衛施設長
 官を沖縄に派遣するなど、
 事態の沈静化に向けて動き
 始めた。しかし、現行の
 日米地位協定などに手を
 つけない」とする基本方針
 の下では、思い切った打開
 策は出せられていない。事
 態がさらに深刻化した場合
 日米安保体制をめぐる連立
 与党内の亀裂が表面化する
 ことも予想され、村山内閣
 が厳しい状況に追い込まれ
 ている。

- 日米安保をめぐる最近の出来事
- 9・4 沖縄県で米兵3人が買い物婦りの小学生の少女を車で拉致して暴行。
 - 9・7 沖縄県警が3米兵の逮捕状を取る。米軍側に容疑者の引き渡しを申し入れたが、日米地位協定を理由に拒否される。
 - 9・14 在沖米海兵隊が暴行事件に配慮し、18日からの県道越えの実弾砲撃演習を中止すると発表。
 - 9・18 衛藤防衛庁長官が地位協定の見直しに前向き発言。野坂官房長官は慎重姿勢を示す。閣僚懇談会で「捜査に支障はない」として、地位協定見直しを求めない方針を確認。沖縄県議会議が協定見直しなどを求める意見書採択。大田沖縄県知事がモンテール駐日米大使に抗議。河野副総理・外相が大田知事に協定見直しの考えがないことを伝える。
 - 9・21 河野一モンテール会議で、地位協定の枠内で裁判手続きなどの運用面の改善を検討する専門家委員会を設けることで合意。河野氏「協定の改正は断々に論ずべきでない」と発言。クリントン米大統領がラジオ番組で遺憾の意を表明。
 - 9・22 3米兵を書類送検。
 - 9・25 専門家委員会初会合。
 - 9・27 ニューヨークで河野外相がクリストファー米國務長官と会談。米軍の綱紀粛正を求める。日米の安全保障協議委員会(2プラス2)で、協定の運用見直しを確認。在日米軍駐留経費の新特別協定に署名。
 - 9・28 大田知事が、米軍用地の強制使用手続きの代理署名拒否を表明。
 - 9・29 3米兵起訴。身柄が日本側に引き渡される。

とが求められている地位協定の
 改正については、日米間で
 現行協定の枠内での運用見
 直しをどうするかで合意して
 いる。政府内には「最終的
 には首相が手続きを行す
 る」などの措置を取らざるを
 えない」との悲観的な判断
 もある。

た。地位協定などへの批判
 が高まっているなかで、負
 担増の特別協定は与党内の
 足並みに乱れを引き起こし
 かねない」と心配しているか
 らだ。

在日米軍に対する一連の
 批判が安保体制そのものの
 是非論にまで発展する場
 もある。

一万、二十九日に開かれ
 た与党務務協議会では地位
 協定について「協定自体の
 見直しを含めて検討してい
 う」との方針を確認。駐留
 米軍経費の日本側負担を増
 やすことなどを掲げた新
 しい特別協定についても、
 今国会への提出は慎重に検
 討することで大筋一致し
 になったというのか。

ひと 沖繩県知事 大田昌彦さん



一言一言、かみしめるまう
 米軍の砲撃演習のための山
 野の砲撃。航空機騒音。墜落
 事故。そして、後を絶たない
 米兵の凶悪犯罪。基地の周
 りにさまざまな苦痛を列挙した
 後、一國に対して署名押印は
 できない旨通知します。沖
 縄議会の九月定例会。議場
 から傍聴席からも、拍手と
 喝采が上がった。

軍用地の強制使用手続き
 にかかわる代理署名は、法律で
 義務づけられた機関委任事
 務。県が拒否を続ければ、軍
 用地の使用が切れる可能性
 もあり、國の提訴も受けれ
 る。しかし、「沖縄の決意」
 を宣言して議場から出でた
 とき、いつになく暗れやかな
 顔だった。

今回、十年間の使用期限が
 認められると、強制使用が二
 十一世紀まで続く。若
 知事として加担できない。若
 い人が希望をもてる沖縄をつ
 くるのが、念願です。二九
 四年、一鉄血勳章。とし
 て沖縄に参加。多くの学友
 を失った。琉球大教授のこ
 ろが、文・川端 俊一
 写真、溝脇 正

除染事務長官など、情
 緒的な対応を求めるとも
 あった。

村山首相は、昨年の基本
 政策の転換のなかで安保容
 認に関連して「軍艦」
 「在日米軍基地の整理・縮
 小を政權の柱として掲げ
 た。しかし、これら目標
 が必ずしも進んでいないこ
 とには社会党内にも不満が
 ある。

一沖縄への基地集中
 改善する必要がある」
 自民政調会長
 大田昌彦、沖縄県知事が
 米軍用地の強制使用のため
 代理署名拒否を表明した。福岡市内で記者会見の質
 問に答えた。

また、今後の対応にい
 ては「地位協定の運用成
 果を急がなければなら
 ない。基地の七五割が前記
 集中していることと政
 知事を強力に、誠心誠意説
 する必要がある」と述べ
 得ていくべき」と述べた。

「安保は沖縄に一方的に降ってきた。県民の声にもっと耳を傾けて」。70歳。

1995年10月25日

自治研かながわ月報第49号 (1995年10月号, 通算113号)

発行所 社団法人神奈川県地方自治研究センター
発行人 横山桂次 編集人 上林得郎 定価1部 500円
〒232 横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F
☎ 045(251)9721 (代表) FAX 045(251)3199
振替口座 労働金庫本店 1365-1195174 横浜銀行市庁舎支店 317-709629

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎ 045 (251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価500円)が毎月無料で講読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。